

市議会議員
木下安子

調布・生活者ネットワーク
〒182-0022 調布市国領町 8-1-13
TEL/FAX: 042(487)3087
email: waku2seikatusha@mpd.biglobe.ne.jp
HP: http://chofu.seikatsusha.me/

活動レポート第150号 2025.10.25
発行責任者 下釜芳江

第三回定例会 一般質問



突然浮上した大事業

8月10日の味の素スタジアムで行われた「重大発表」は、調布市とFC東京が包括連携協定を締結し、西町の基地跡地留保地にFC東京の練習場を移転するとの内容だった。この留保地は、都立武蔵野の森公園と西町公園の間に広がる6haの敷地だ。財務省から調布市が買取り、公園として整備する予定で2008年に利用計画も策定したが、財政面の課題から15年以上塩漬けにされていた。それが今年8月、FC東京と水面下で協議が進められていたことが突然知らされた。



市の利用計画



FC東京の提案書より

市民との情報の共有に関する基本的な考えは？

調布市の自治基本条例には、「まちづくりは、市民、市議会及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとする」とある。市長は、市民の参加と協働の前提として情報共有が重要との認識を示し、市政の透明性確保や市民との信頼関係に基づく、市民が主役のまちづくりを進めると答弁した。

現基本計画は「市民が主役のまちづくり」と謳いながら、1つ目の方針は「共創のまちづくり」だ。市がどんな民間企業と協働しても、市民の意見が聞かれず、プロセスも不透明なようでは、市民が主役のまちづくりから遠ざかる一方だ。市民の信頼を失い、記念すべき調布市制70周年に禍根を残さないためにも、行政には猛省と市民意見にもとづく軌道修正を求めた。

ではなぜ秘密裏に進めたのか

FC東京から留保地活用の話があったのは2年前とのことだ。しかし議会に初めて説明があったのは8月10日のスタジアム発表直前で、まさに寝耳に水であった。答弁では、財務省との協議やFC東京内の検討状況への配慮を要する、秘匿性の高い案件だったとの説明だった。しかし、市が民間団体などと協働する際の指針が記された「協働推進ガイドブック」では、協働事業においてもプロセスや結果を市民に情報共有し、透明化を図ることの重要性が記載されている。今回の進め方は完全に透明性を欠いており、市民軽視も甚だしいと言わざるを得ない。

市の利用計画では「スポーツレクリエーションと防災機能を兼ね備えた公園」となっており、都市公園法に基づいて運動施設は敷地面積の1/2以下にすることを基本に、既存樹木の有効活用と緑の保全にも配慮することを基本的な考えの一つに据え、多くの市民が利用できる広場も計画されている。しかし、FC東京の提案書では、天然芝サッカーコート2面をはじめ、運動施設が複数配置されている。

留保地は樹木が生い茂り、野鳥やタヌキなどの住処となっている他、街のクールスポットの機能も果たしており、地元では緑の保全を求める思いが強いが、こうした声を市はどう聞いてきたのだろうか。

きょうだい児に光を当て 子ども時代に支援を



「きょうだい児」は、障がいのある兄弟姉妹がいる子どものことを指す。きょうだい児は、親が多くの時間を兄弟姉妹のケアに割く必要があったり、自分自身に合わせた外出などに制限が生じる場面もあったりして、幼い頃は特に孤独を感じることも多いと言われている。市はすでにきょうだい児が抱える課題を認識し、障害者総合計画にも支援を位置づけているが、具体的な取組みは進んでいない。

その背景には、家庭によって環境が異なることや、きょうだい児の課題が内面的なため把握が容易ではないという事情がある。しかし、きょうだい児が限りある子ども時代を子どもとして安心して過ごすためには、公的支援が欠かせない。市は、特別支援学校の保護者や心身障害児・者親の会などとも意見交換を行い、現状の把握に努め、福祉・子ども・教育などの関連部署が連携して子どもの最善の利益を考慮した支援に努めるとのことだ。

すでにきょうだい児支援に着手している自治体もあるが、数は少ない。市でもレスパイト事業をはじめ、障がい者の家族支援は進んできているが、きょうだい児の存在に十分光が当たっているとは言えない。まずは、きょうだい児の存在を社会が認識し、声を丁寧に聞くことが重要だ。